# 平成30年度厚生労働科学研究費補助金 (難治性疾患等政策研究事業)

# 難病患者の福祉サービス活用による ADL向上に関する研究

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 深津 玲子

#### 次 目

1.	研究概要総括	
	難病患者の福祉サービス活用による ADL 向上に関する研究 ・・・・・・・・・・・ 深津 玲子	1
П.	分担研究概要	
	1. 難病患者の就労系福祉サービス活用による QOL 向上に関する研究・・・・・・ 今橋 久美子	7
	2. 難病患者の就労系福祉サービス周知に関する研究・・・・・・・・・ 深津 玲子、糸山 泰人	11
	3. 難病患者の福祉サービス活用、ADL 向上、QOL 向上等に関する研究事業の分布と変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
ш.	研究成果の刊行に関する一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
IV.	付録	
		27 30

30

# 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業(難治性疾患政策研究事業)) 総括研究概要

難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究 研究代表者 深津玲子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 第三診療部長

## 研究要旨

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立と施行により、難病患者の支援制 度は整備されてきたが、就労系福祉サービス事業は活用されていない。本研究の目的 は、 就労系福祉サービス利用が難病患者のADL、QOL向上に寄与するかを検討、 患者の就労支援に益するために効果的なシンポジウム開催を実施し、その企画をパッケ 難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する研究事業の基礎資料の分 ージ化。 類とまとめ、である。研究3年目である30年度は、 16歳以上65歳未満の難病患者対象 に、就労系福祉サービス利用開始時と1 年後のWorld Health Organization Quality of Life 26 (WHOQOL26), World Health Organization Disability Assessment Schedule (WHODAS2.0)およびBarthel Index(BI)の得点を比較する調査の最終年度として、登録 者20名のうち18名の終期評価を行った。評価得点を比較した結果、WHOQOLの「環境」、 WHODASの「社会への参加」において有意な改善が見られた(p<0.05)。 続き、当研究班より同一講師で提供する基調講演2件と、難病相談支援センターが企画 するパネルディスカッション(地域の福祉、産業保健、労働関係者がパネラー)をプロ グラムとし、千葉県総合難病相談支援センターと共催で就労シンポジウムを開催した。 28,29年度の基調講演はすべて同一講師が実施したことから、最終年度である30年度に 各30分の動画にまとめ、ビデオ上映としたところ、おおむね好評であった。動画は国立 障害者リハビリテーションセンターウェブサイトに公開、視聴可能とした。 厚労科研 データベース等を利用し、1998~2016年度の難病患者支援(福祉サービス、ADL/QOL向 上)にかかる研究事業を抽出し、19分野に分類した。課題別分布では、「公的、福祉、 ハローワーク、在宅療養支援体制」、疾患別では、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に関す る研究課題が最多であった。

なお当研究では障害者総合支援法の対象となる疾病(平成31年3月現在359疾病)を難病と定義する。また同研究は国立障害者リハビリテーションセンターの倫理委員会の承認を経て実施し、対象者のプライバシー保護に十分配慮し実施した。

<研究分担者>

糸山 泰人 国際医療福祉大学

名誉教授

今橋久美子 国立障害者リハビリテーシ

ョンセンター 研究所

研究員

野田 龍也 奈良県立医科大学

公衆衛生学講座 講師

<研究協力者>

伊藤たてお 日本難病・疾病団体協議会

(JPA)理事参与

春名由一郎 障害者職業総合センター

主任研究員

堀込真理子 東京コロニー職能開発室

所長

三宅好子 奈良県立医科大学公衆衛生

学講座 医科学研究生

## A. 研究目的

「難病の患者に対する医療等に関する法 律」の成立と施行により、難病患者の支援 制度は整備されてきたが、就労系福祉サー ビス事業の利用(福祉的就労)については 活用されているとは言い難い。われわれは 25~27年度に難病患者および全国の作 業所を対象に大規模調査を行い、難病患者 で作業所利用経験者はきわめて少なく、福 祉的就労を「知らなかった」という回答が 70%に及んだ(有効回答数1023)。一方、 職場で受けたい配慮として難病患者があげ た項目(作業時間・内容・場所、通院・ケ ア等)は、作業所で「すでに行っている配 慮」の項目と一致していた。すなわちすで にある程度環境が整備され、支援ニーズベ ースの就労系福祉サービス事業所を活用す ることで、難病患者の日中活動の幅を広 げ、ADL、QOL向上を図ることが期待でき

る。本研究の目的は、 就労系福祉サービス利用が難病患者のADL、QOL向上に寄与するかを検討、 難病患者の就労支援に益するために効果的なシンポジウム開催を実施し、その企画をパッケージ化、 難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する研究事業の基礎資料の分類とまとめ、である。

なお当研究では、難病とは障害者総合支援法の対象となる疾病と定義する。

## B. 研究方法

難病患者の就労系福祉サービス活用によるQOL向上に関する研究;就労系福祉サービスを利用決定した16歳以上65歳未満の難病患者20名を対象に同サービス利用開始時と1年後にQOLの指標であるWHOQOL26、WHODAS2.0およびADLの指標であるBIを測定した。平成30年度は18名の終期評価を行い、初期評価と比較した。

難病患者の就労系福祉サービス周知に 関する研究;28年度に難病患者の就労 支援に関するシンポジウム基本企画プ ログラムを、当研究班より同一講師で 提供する基調講演2件(福祉的就労支 援および労働・障害者雇用分野の調査 研究成果に基づく総論的講義)と、難 病相談支援センターが構成するパネル ディスカッション (地域の医療、福祉 、保健、労働関係者と当事者等をパネ ラーとする)と決定した。同基本企画 プログラムを用いて、地域で就労支援 シンポジウム共催を希望する難病相談 支援センターを全国に募集し、29年度 までに5県で開催した。当研究班より 同一講師で提供した基調講演について

平成30年度は各30分の動画にまとめ、 千葉県総合難病相談支援センターと共 催で就労シンポジウムを開催し、基調 講演部分をビデオ上映とした。同シン ポジウム参加者にアンケート調査を行 った。

難病患者の福祉サービス活用、ADL向上、QOL向上に関する研究事業の分布と変遷;「厚生労働科学研究成果データベース」を用いて、1998~2016年度実施された難病研究事業833班のうち、難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する課題を有する研究事業を抽出し、分類した。

## C. 研究結果

難病患者の就労系福祉サービス活用によるQOL向上に関する研究;登録者20名の初期評価を行い、そのうち18名の終期評価を行った(2名は脱落)。評価得点を比較した結果、WHOQOLの「環境面のQOL」、WHODASの「社会への参加」の領域において有意な改善が見られた(p<0.05)。

難病患者の就労系福祉サービス周知に 関する研究;H30.12.14千葉ペリエホールで開催した難病患者就労支援シンポジウムの参加者は34人(支援者24人、その他当事者・家族、一般市民等は、良い79%、普通21%であった。基調講演についての評価は、良い68%、普通26%、良くない2.6%であった。パネルディスカッションについての評価は、良い85%、普通12%、無回答1.3%であった。基調講演をビデオ上映としたことに対する

具体的記載による感想としては、「一 定時間でスケジュールが進む」「非常 に効率的」など肯定的意見と、「あた たかみがない」「スクリーンと資料と 交互に見るのが大変」などがあった。 基調講演動画は国立障害者リハビリテ ーションセンターウェブサイトに公開 し、視聴可能とした。講演1;難病の ある人の就労支援~障害福祉サービス 活用による就労支援について~(国立 障害者リハビリテーションセンター深 津玲子)、講演2;難病のある人の就 労支援~難病対策、雇用支援、両立支 援の課題~(障害者職業総合センター 春名由一郎)、講演時間各30分。 難病患者の福祉サービス活用、ADL向 上、QOL向上に関する研究事業の分布 と変遷;抽出された難病患者の福祉サ ービスやADL、QOL向上に関連する課題 を有する研究は34班(4.1%)であり 、毎年度途切れることなく継続的に研 究が実施されている。34研究を19の分 野に分類したところ、課題別分布では 、「公的、福祉、ハローワーク、在宅 療養支援体制」が最多で、「地域実態 調査」「地域支援ネットワーク」「災 害対策」と続いた。疾患別では、筋萎 縮性側索硬化症(ALS)に関する研究 課題が最多であり、遠位型ミオパチー 、マルファン症候群と続いた。

## D. 考察

難病患者の就労系福祉サービスの利用がQOL,ADLを変化させるのか、という検討は同サービスのエビデンスを明らかにする上で重要と考える。一般就労している障害者が休職した場合の就労

系福祉サービスの利用については、企 業および主治医が「復職に関する支援 を受けることにより復職することが適 当」と判断し、市町村が「より効果的 かつ確実に復職につながることが可 能」と判断すれば、支給決定が可能、 と厚労省より明文化された(平成29年 3月30日事務連絡)。就職後に難病疾 病を発症し、診断・治療のため一定期 間休職し、復職を希望する難病患者は 多く、現時点ではほとんど活用されて いないが今後復職支援の重要な選択肢 の一つとなると考えられる。今回の調 査で就労系福祉サービス利用後に、 QOLの指標であるWHOQOL 2 6 の「環 境」、WHODASの「社会への参加」項目 で有意な改善(p<0.05)を示したこと は、エビデンスとして重要である。

基調講演でこれまでの調査研究に基 づく、両立支援から障害者雇用、就労 系福祉サービスまで難病患者の就労の 幅広い選択肢について総論的講義を受 け、次いでパネルディスカッション で、地域で就労を支援する支援者がパ ネリストをつとめ、具体的な事例等を 知るという基本企画プログラムは、参 加者にとって有意義であり、高評価に つながったと考えられる。基調講演は 難病患者の就労支援に関する現状の労 働・障害者雇用分野の調査研究、就労 系福祉サービスの調査研究を実施して いる研究者の最新の知見を元に作成し ており、エビデンスに基づく講義とし て全国共通に普及しうるものと考え る。今後動画を利用した地域よりフィ ードバックを得て、内容を改善してい くことが必要と考える。また「あたた

かみがない」などの否定的意見につい ては、今後も検討が必要である。

今回われわれが行った難病研究事業の分類・整理は過去の知見の利活用のみならず、新規の研究事業の立案にも資することが予想され、今後研究課題のレジストリ導入を検討することも有用と考える。

## E. 結論

難病患者が障害福祉サービスを含む幅 広い就労支援を活用することで、ADL 、QOL向上をはかる手法を開発、提言 することを目的とし、研究3年目であ る今年度は、 難病患者の就労系障害 福祉サービス利用により「環境面の QOL」「社会への参加」に有意な効果 を得た、 就労支援シンポジウムの基 本企画プログラム(基調講演とパネル ディスカッション)を作成し、基調講 演のDVD化を行い、パッケージ化した 厚労科研データベース等を利用し 、難病研究事業の分類・整理を行い、 福祉サービス、ADL/QOL向上に関連す る課題は難病研究事業全体の4.1%で 、途切れることなく継続的に実施され ていることがわかった。

# F. 健康危険情報 特になし

## G. 研究発表

・ 今橋久美子,深津玲子,中村めぐみ,下山敬寛.難病のある人の福祉サービス活用によるADL・QOL向上に関する研究. - サービス利用前後の比較-第35回国リハ業績発表会.所沢.2018/12/21.

- H. 知的財産拳の出願・登録状況(予定を 含む) 無し
- I. 特許取得・実用新案登録・その他 基調講演動画は国立障害者リハビリテ ーションセンターサイトよりダウンロ ード可能



# 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業) 研究分担報告概要

難病患者の就労系福祉サービス活用による QOL 向上に関する研究

## 研究要旨

本研究は、難病患者における就労系福祉サービス利用と QOL の関係を明らかにすることを目的とし、16 歳以上 65 歳未満の難病患者を対象に、同サービス利用開始時と1 年後の World Health Organization Quality of Life 26 (WHOQOL26)、World Health Organization Disability Assessment Schedule (WHODAS2.0)および Barthel Index (BI) の得点を比較した。登録者 20 名の初期評価を行い、そのうち 18 名の終期評価を行った。評価得点を比較した結果、「環境面の QOL」「社会への参加」等の領域において改善が見られた。

研究分担者:国立障害者リハビリテーショ

ンセンター 今橋久美子

研究協力者:国立障害者リハビリテーショ

ンセンター 中村めぐみ、下山敬寛

## A . 研究目的

難病患者の支援に関する研究は、主として保健、医療および労働の分野で進められ、一定の成果を上げている。一方、福祉の分野においては、在宅介護に関するものが中心で、就労系福祉サービスを活用して社会参加を進めることにより、難病患者のQOL向上を図る研究は行われていない。難病として明確に位置づけられ、その対象疾病も358疾患(平成29年4月)と飛躍的に増加したことを受け、就労系福祉サービス事業所が、施設環境、多様な作業プログラムを提供し、難病患者の就労を含む社会参加への支援を行い、QOL向上を図ることが可能であれば、我が国の難病施策に資する意義は少なくない。

本研究では、主として在宅生活をおくる

難病患者が就労系福祉サービスを利用し、 QOL 向上をはかることが可能かどうかを明 らかにすることを目的とする。

## B.研究方法

対象: 就労系福祉サービスを利用する 16 歳以上 65 歳未満の難病患者を対象とした。なお、難病は障害者総合支援法の対象 358 疾病と定義した。

方法:同サービス利用開始時と 1 年後の World Health Organization Quality of Life 26 (WHOQOL26)、World Health Organization Disability Assessment Schedule (WHODAS2.0)およびBarthel Index (BI)を比較した。

## 倫理的配慮

本研究は国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会において承認され、厚生労働省・文部科学省が作成した疫学研究に関する倫理指針(平成14年7月1日施行)に則って実施した。

## C.研究結果

倫理審査委員会の承認を経た平成 28 年 10 月から調査を開始し、平成 29 年度中に 20 名を登録し、初期評価を終了した。

対象者は、男性 16 名(女性 4 名) 平均 年齢 38 歳であった(表 1) 性別、年齢、 疾患群、障害者手帳級数、QOL(WHOQOL) 障害評価(WHODAS) 機能評価(BI)は、互 いに相関がなかった。

登録者 20 名のうち、18 名を対象に 1 年 後の終期評価を行った。終期評価を実施し なかった 2 名のうち、1 名はサービス利用 を中断し、1 名は評価を辞退した。

初期評価と終期評価を比較した結果(表2)「環境面の QOL」「社会への参加」等の 領域において改善が見られた。

## D.考察・結論

初期評価の結果、対象者のプロフィールと QOL(WHOQOL)、障害評価(WHODAS)機能評価(BI)には相関がなく、サービス利用開始の時点では、性・年齢や疾患群によって QOL、障害評価、機能評価に差がないことが確認された。

1 年後に評価を行った結果、サービス利用前後で、「環境面の QOL」「社会への参加」等の領域において改善が見られた(p<0.05)。 具体的な下位項目としては、「毎日の生活に必要な情報をどのくらい得ることができますか」「周辺の交通の便に満足していますか」「あなたの健康問題により、家族はどれくらい大きな問題を抱えましたか」が改善した。障害福祉サービスを利用することで、支援に係る制度、サービス等の情報を得ることが可能になり、家族が抱える問題のうち、情報取得に関する部分が軽減されることが示唆された。

## F.健康危険情報 なし

## G. 研究発表

- ・ 今橋久美子,深津玲子,中村めぐみ,下 山敬寛 難病のある人の福祉サービス活 用による ADL・QOL 向上に関する研究. - サービス利用前後の比較-第35回国 リハ業績発表会.所沢.2018/12/21.
- H.知的財産権の出願・取得状況 なし

表 1:対象者のプロフィール

				<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>
ID	性別	年齢	疾患群	障害者手帳
1	男	49	骨・関節系	身体 1
2	男	21	神経・筋	身体 2
3	男	41	皮膚・結合組織	身体 1
4	男	30	視覚系	身体 2
5	男	31	骨・関節系	身体 2
6	男	39	骨・関節系	なし
7	男	36	神経・筋	身体 1
8	男	30	免疫系	なし
9	男	47	視覚系	身体 1
10	男	31	神経・筋	身体 6
11	男	48	骨・関節系	身体 4
12	女	33	神経・筋	なし
13	男	49	神経・筋	身体 2
14	女	35	神経・筋	身体 6
15	女	45	消化器系	なし
16	男	30	視覚系	身体 2・療育 4
17	男	58	視覚系	身体 5
18	男	23	免疫系	なし
19	女	33	視覚系	身体 1
20	男	54	視覚系	身体 1

表 2 サービス利用前後の評価結果比較

<b>拉伊口庄</b>	平均	9値	標準値	 扁差	平均値の	標準誤差	有意確率	漸近有意
評価尺度	初期	終期	初期	終期	初期	終期	(両側)	確率 (両 側)
ВІ	95.830	96.390	8.090	7.632	1.907	1.799	0.542	0.655
WHOQOL26								
I. 身体的領域	3.468	3.476	0.646	0.475	0.152	0.112	0.954	0.794
II. 心理的領域	3.398	3.417	0.613	0.679	0.145	0.160	0.878	1.000
III. 社会的関係	3.296	3.333	0.877	0.657	0.207	0.155	0.834	0.672
IV. 環境	3.236	3.528	0.804	0.652	0.190	0.154	0.055	0.028
全体	3.222	3.056	0.844	0.616	0.199	0.145	0.412	0.426
QOL平均值	3.342	3.429	0.634	0.509	0.149	0.120	0.375	0.355
WHODAS								
領域 1 認知	0.093	0.083	0.094	0.118	0.022	0.028	0.746	0.778
領域 2 可動性	0.208	0.161	0.222	0.223	0.052	0.052	0.207	0.180
領域 3 セルフケア	0.035	0.045	0.065	0.060	0.015	0.014	0.483	0.332
領域4他者との交流	0.114	0.078	0.123	0.088	0.029	0.021	0.175	0.171
領域 5 日常生活	0.108	0.130	0.097	0.131	0.023	0.031	0.437	0.436
領域 6 社会への参加	0.295	0.181	0.238	0.124	0.056	0.029	0.029	0.035
総合スコア	0.142	0.113	0.075	0.085	0.018	0.020	0.141	0.122

# 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業) 研究分担報告概要30

## 難病患者の就労系福祉サービス周知に関する研究

## 研究要旨

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立と施行により、難病患者の支援制度は整備されてきたが、就労系福祉サービス(福祉的就労)については活用されているとは言い難い。そこで難病患者の就労支援に資する目的で、地域で開催する就労支援シンポジウムの基本企画プログラムを作成しパッケージ化した。基本企画プログラムは、基調講演2件(労働・障害者雇用分野および就労系福祉サービス研究の成果を元にした、両立支援から障害者雇用、就労系福祉サービスまで難病患者の就労の幅広い選択肢についての総論的講義)と、難病相談支援センターが構成するパネルディスカッション(地域の医療、福祉、保健、労働関係者と当事者等をパネラーとする)で構成し、昨年度までの5県開催に加え、今年度は千葉県の難病相談支援センターと当研究班でシンポジウムを共催した。6県の基本企画プログラムは全て同一で、基調講演2件はすべて障害者職業総合センターの春名由一郎と国立障害者リハビリテーションセンターの深津玲子が行った。今年度は基調講演2件を各30分の動画にまとめ、千葉県シンポジウムでビデオ上映としたところ、おおむね好評であった。動画は国立障害者リハビリテーションセンターウェブサイトに公開、視聴可能とした。

研究分担者:深津玲子\*、糸山泰人\*\*

研究協力者:伊藤たてお\*\*\*、

春名由一郎\*\*\*\*、堀込真理子\*\*\*\*\*

\*国立障害者リハビリテーションセンター

- \*\*国際医療福祉大学
- \*\*\*日本難病・疾病団体協議会(JPA)
- \*\*\*\*障害者職業総合センター
- \*\*\*\*\*東京コロニー職能開発室

## A . 研究目的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立と施行により、難病患者の支援制度は整備されてきたが、就労系福祉サービス(福祉的就労)については活用されている

とは言い難い。われわれはH25~27年度に難病患者および全国の作業所を対象に大規模調査を行い、難病患者で作業所利用経験者はきわめて少なく、福祉的就労を「知らなかった」という回答が70%に及んだ(有効回答数1023)。一方、職場で受けたい配慮として難病患者があげた項目(作業時間・内容・場所、通院・ケア等)は、作業所で「すでに行っている配慮」の項目と一致していた。すなわちすでにある程度環境が整備され、支援ニーズベースの就労系福祉サービス事業所を活用することで、難病患者の日中活動の幅を広げ、ADL、QOL向上を図ることが期待できる。本研究の目的は、主として

在宅生活をおくる難病患者が就労系福祉サービス事業を利用し、ADL、QOL向上をはかる手法を開発、提言することである。同時に、難病相談支援センターを中核とし、障害福祉制度周知および地域支援ネットワーク構築の推進に益するために効果的なシンポジウム開催を実施し、そのパッケージ化を試みる。

## B . 研究方法

平成 29 年度に地域で開催する就労支援シ ンポジウムの基本プログラムの検討を行い、 基調講演 2 件(労働・障害者雇用分野およ び就労系福祉サービス研究の成果を元にし た、両立支援から障害者雇用、就労系福祉サ ービスまで難病患者の就労の幅広い選択肢 についての総論的講義、当研究班より同一 講師で提供)と、難病相談支援センターが構 成するパネルディスカッション(地域の医 療、福祉、保健、労働関係者と当事者等をパ ネラーとする)とした。同プログラムを用い て、地域で就労支援シンポジウム共催を希 望する難病相談支援センターを全国に募集 し、平成30年度は千葉県総合難病相談支 援センターと共催した。また平成30年度に は基調講演 2 件を各30 分の動画とし、シ ンポジウムで使用した。シンポジウム参加 者にアンケート調査を行った。DVD 化した講 演は、講演1;難病のある人の就労支援~障 害福祉サービス活用による就労支援につい て~(国立障害者リハビリテーションセン ター深津玲子 〉講演 2 ; 難病のある人の就 労支援~難病対策、雇用支援、両立支援の課 題~(障害者職業総合センター春名由一郎) 講演時間各30分。

## 倫理的配慮

本研究は国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会において承認され、厚生労働省・文部科学省が作成した疫学研究に関する倫理指針(平成14年7月1日施行)に則って実施した。

## C.研究結果

千葉県総合難病相談支援センターと共催し、平成30年12月14日ペリエホールにて就労支援シンポジウムを開催した。参加者は34人、参加者プロフィールを図1に示す。シンポジウム全体についての評価は、良い79%、普通21%、基調講演についての評価は、良い68%、普通26%、良くない2.6%、パネルディスカッションについての評価は、良い85%、普通12%、無回答1.3%であった(図2)。基調講演をビデオ上映としたことに対する具体的記載による感想としては、「一定時間でスケジュールが進む」「非常に効率的」など肯定的意見と、「あたたかみがない」「スクリーンと資料と交互に見るのが大変」などがあった。

## D.考察・結論

平成 30 年度は、29 年度に 5 県で開催した就労支援シンポジウムと同一の企画プログラムを用いて千葉県でのシンポジウム開催を追加した。新たに基調講演を各 30 分の動画として、シンポジウムでビデオ上映するという試みを行った。基調講演でこれまでの調査研究に基づく、両立支援から障害者雇用、就労系福祉サービスまで難病患者の就労の幅広い選択肢について総論的講義を受け、次いでパネルディスカッションで、難病相談支援センター、産業保健総合支援

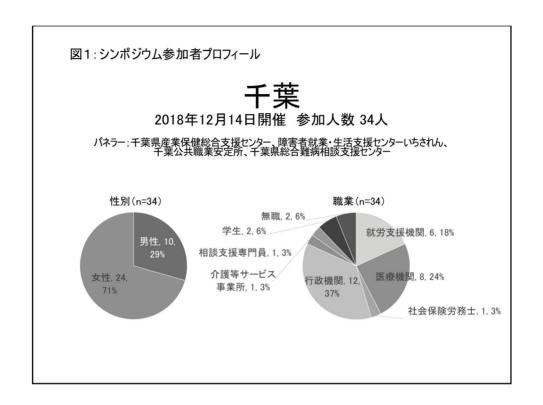
センター、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターの支援者がパネリストをつとめ、具体的な事例等を知るという基本プログラムは、参加者にとって有意義であり、高評価につながったと考えられる。基調講演は難病患者の就労支援に関する現状の労働・障害者雇用分野の調査研究、就労系福祉サービスの調査研究を実施している研究者の最新の知見を元に作成しており、エビデンスに基づく講義として全国共通に普及しつるものと考える。今後動画を利用した地域よりフィードバックを得て、内容を改善していくことが必要と考える。また「あたた

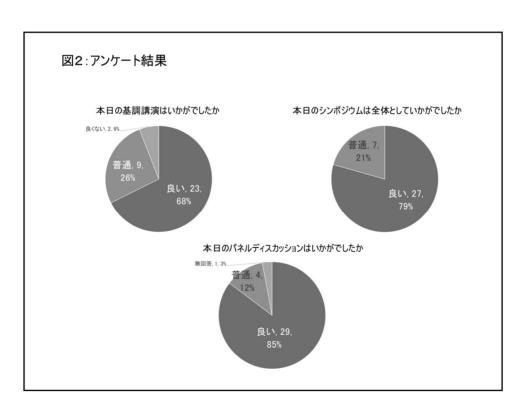
かみがない」などの否定的意見については、 今後も検討が必要である。

## F.健康危険情報 なし

## G.研究発表

- ・ 深津玲子, 障害福祉サービス活用による就労支援について(基調講演), 難病 患者就労支援シンポジウム, 千葉県, 2018-12-14.
- H.知的財産権の出願・取得状況 なし





## 厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業) 分担研究報告概要

難病患者の福祉サービス活用、ADL向上、QOL向上等に関する研究事業の分布と変遷

研究分担者 野田 龍也 奈良県立医科大学公衆衛生学講座 講師 研究協力者 三宅 好子 奈良県立医科大学公衆衛生学講座 医科学研究生

## 研究要旨

難病関連の研究事業の変遷の把握や過去の研究知見の利活用の基礎資料とすることを目的として、厚労科研における難病研究事業(患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連すると思われる研究班に限る。)を抽出、分類した。1998~2016 年度に実施され、「厚生労働科学研究成果データベース」に収載された 26321 の研究班(厚労科研全体)のうち、難病研究事業は 833 班(3.2%)であり、このうち、難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題を有する研究班は 34 班(4.1%)であった。この 34 研究班は、655 の分担研究班から構成されていた。

研究課題の年度別分布では、2010年度の319分担班が最多であり、2012年度の21分担班が最少であるが、おおむね $80 \sim 180$ の分担研究班が設置されており、難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題は、途切れることなく継続的に行われていることが分かった。

課題別分布では、「公的、福祉、ハローワーク、在宅療養支援体制」が多く、「地域実態調査」「地域支援ネットワーク」「災害対策」が多かった。疾患別では、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に関する研究課題が最多であり、遠位型ミオパチー、マルファン症候群と続いた。ALS は過去から継続して研究事業の対象となっているが、遠位型ミオパチー以下は近年になって増えていることが分かった。

本分担研究は、難病研究事業の中で比較的手厚く実施されている分野を見える化しており、過去の難病研究事業の変遷がひと目で分かるとともに、今後の研究事業の立案において、幅広い分野へ目配せを行うための基礎資料としての利活用が期待できる。

本分担研究が行ったような「研究事業の分類・整理」は、過去の難病研究事業の知見の 利活用や、新規の研究事業の立案に資することが予想され、「難病研究事業における研究 課題のレジストリ」の導入を検討することが望ましいと考えられた。

## A.研究目的

難病患者が利用可能な福祉サービスの開発・周知・展開には、国による難病関連の研究事業が一定の役割を果たしてきた。

本分担研究では、難病関連の研究事業(厚 労科研・AMED等)の現状や今後のあり方を 検討する際の基礎資料とすることを目的と して、厚労科研における難病研究事業(患 者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連す ると思われる研究班に限る。)を抽出、分類 し、今後に向けての提言を行った。

## B. 研究方法

国の難病研究事業の大半を占める厚生労働科学研究費補助金(厚労科研)を対象に、難病患者の ADL や QOL 向上に関連すると思われる研究班を抽出し、各研究班が取り組んだ課題を整理、分析した。

・ 1998~2016 年度に厚労科研として実

施され、「厚生労働科学研究成果データベース」で検索可能な研究班を対象とした。ただし、過去の研究班ほど電子化、リスト化が不十分な傾向がある。

・ 集計は、患者の ADL や QOL 向上に関連 すると思われる研究班に限定して分析 を行った。つまり、本分担研究の結果 は、難病研究事業全体の良いサンプリ ング(縮小標本)ということではない。

具体的には、下記の絞り込み手順を経た:

- ・【難病以外を含めた厚労科研の全数】 「厚生労働科学研究成果データベース」 (http://mhlw-grants.niph.go.jp/ni ph/search/NISTOO.do)において、厚労 科研の登録全件(研究課題全数)を確 認(研究課題数は研究班数であり、分 担研究班の数ではない)。
- 【厚労科研における難病研究事業の全数】
  - 「難病」または「難治性」をキーワードに含む研究課題を抽出(研究課題数は研究班数)。
- ・ 抽出された研究班から、難病に関する 患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に 関連する課題を有すると思われる研究 班を抽出した(例えば、分子生物学や 治療法開発に関する研究は除外した)。 絞り込みは野田と三宅が行った。
- ・ 上記で抽出された研究班について、報告書を精査し、難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する課題を有する研究班にさらに絞り込みを行った。 絞り込みは野田と三宅が行った。
- ・ 絞り込みが完了した研究班群に対し、

- 入手可能な報告書を収集した。収拾の 対象を分担研究報告書にまで広げた。
- 収集した分担研究報告書の表題、研究 分担者・協力者、概要等を Excel へ入 力した。
- 研究概要をまとめた Excel をもとに、 各分担研究を 19 の分野に分類した。分 類にあたっては、「その分担研究の主た る分類(主課題)」と「その分担研究の 副次的課題(サブ課題)」に分けて分類 した。サブ課題は複数選択を可とした。
- 19 の分野のうち、「特定の疾患に対して」に属する分担研究班について、疾患別・年度別の分布をまとめた。同一研究班で複数疾患を取り扱う場合は疾患ごとに「1つ」として集計した。
- ・ 研究の主課題とサブ課題の組み合わせ を年度別にまとめた。

手順3,4で「患者の福祉サービスやADL、QOL 向上に関連する課題」に絞り込みを行ったため、手順5以降の分布は、難病研究事業全体の分布とは異なることに留意すべきである。

## C . 研究結果

難病研究班の絞り込みにより、抽出され た研究班数は下記のとおりである:

- 難病以外を含めた厚労科研の全数 (対象期間における厚労科研の研究課 題全数) 26321 班
- ・ 厚労科研の全研究班 (26321 班) のうち、難病研究事業の全数 (「難病」または「難治性」をキーワードに含む研究課題数) 833 班

・ 難病研究班(833 班)のうち、難病に 関する患者の福祉サービスやADL、QOL 向上に関連する課題を有すると思われ る研究班(分子生物学や治療法開発に 関する研究を除外した一次抽出)。

60 班

- ・ 上記で抽出された研究班(60班)について、報告書を精査し、難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題を有する研究班にさらに絞り込みを行ったもの。 34班
- 難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題を有する研究班の 報告書(分担研究報告書)。

655 分担班

つまり、1998~2016 年度に実施され、「厚生労働科学研究成果データベース」に収載された26321の研究班(厚労科研全体)のうち、難病研究事業は833班(3.2%)であった。このうち、難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する課題を有する研究班は833班のうち34班(4.1%)であった(研究者2名による抽出であり、除外された研究班にも該当する研究班が分担研究班として含まれていた可能性は除外できない)。また、この34研究班は、655の分担研究班から構成されていた。

次に、655 の各分担研究を 19 の分野に 分類した。分類にあたっては、「その分担研 究の主たる分類(主課題)」と「その分担研 究の副次的課題(サブ課題)」に分けて分類 した。サブ課題は複数選択を可とした。(資 料 1~3)

今までの研究班の課題の分布を量的に把

握する場合は、「主課題+サブ課題」(資料1)を参照すれば十分である。研究班の主な課題を探る特別の目的では「主課題」(資料2)を見る必要がある。

19 分野の詳細は「資料 5」の「研究主課題とサブ課題の組み合わせ」にある項目が詳細な説明となっている。

なお、19の分野のうち一つのカテゴリーである「特定の疾患に対して」に属する 79の分担研究班について、疾患別・年度別の分布をまとめた。同一研究班で複数疾患を取り扱う場合は疾患ごとに「1つ」として集計した。(資料4)

最後に、研究の主課題とサブ課題の組み 合わせを年度別にまとめた。(資料5)

なお、資料の網掛け部分は「10以上」を 示す。

## D.考察

厚労科研全体のうち、難病研究事業は3.2%であったが、厚労科研は厚生労働省が所管するあらゆる事象を対象分野としているため、3.2%という割合は特に少ないわけではない。難病研究事業のうち、難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題を有する研究班は4.1%であったが、参照情報が不足しており、多寡を論じることはできない。

「研究課題の分布の変遷(主課題+サブ課題)」(資料 1)の年度別分布では、2010年度の319分担班が最多であり、2012年度の21分担班が最少である(1999年度~2003年度は電子化が十分でないため、集計対象としていない)。2010年度と2012年度を除く年度では、おおむね80~180の分担研究班が設置されており、難病の研究事業の中

でも、難病患者の福祉サービスや ADL、 QOL 向上に関連する課題はコンスタント に採択されていることが伺える。

課題別分布では、「難病政策」が 291 分 担研究班と最多であるが、これは厚労科研 が施策に関連する研究事業であるためであ る。「特定の疾患に対して」の内訳を資料4 で確認すると、筋萎縮性側索硬化症(ALS) が最多であり、遠位型ミオパチー、マルフ ァン症候群と続く。ALS は過去から継続し て研究事業の対象となっているが、遠位型 ミオパチー以下は近年になって増えている ことが分かる。課題別の分布(資料1)へ 戻ると、「患者支援 A」とカテゴライズされ た「公的、福祉、ハローワーク、在宅療養 支援体制」が多く、「地域実態調査」「地域 支援ネットワーク」「災害対策」と続く。難 病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上 に関連する課題として、公的な福祉施策や 地域での支援、災害対応が重視されている ことが分かる。

研究主課題とサブ課題の組み合わせ(資料 5)では、それぞれの主課題が別のどのサブ課題と組み合わせて設定されやすいかを示している。例えば、「災害対策」は、国の難病政策や地域実態調査のほか、特定の疾患との組み合わせが多い(表の下部に示されているように、ALS 患者の対応が多かった)。

本分担研究は、難病研究事業全体 難病患者の福祉サービスや ADL、QOL 向上に関連する課題を有する研究班への絞り込みが研究者 2 名の目視によっていることや分類の立て方が研究者の主観によることなど、内容の代表性や妥当性の点で検討の余地がある。しかし、各資料は、難病研究事業の中で比

較的手厚い分野を見える化しており、今までの難病研究事業の変遷がひと目で分かるとともに、今後の研究事業の立案において、 手厚いとは言えない分野へ目配せを行うための基礎資料としての利活用が期待できる。

難病研究事業は単年度でも 100 前後の研究班が採択されており、ある疾患で行われた研究の知見が、数年後の別の疾患での同様の研究に生かされない事態も想定される。本分担研究が試行的に行ったような、難病研究事業の研究課題分類制度(難病研究事業における研究課題のレジストリ)を導入し、研究者による登録を制度化することで、過去の研究事業の知見が有効に利活用されることにつながると考えられる。

## E.結論

厚生労働科学研究費補助金による難病研究事業における難病患者の福祉サービスやADL、QOL向上に関連する課題を分類・整理した。このような分類・整理は、過去の難病研究事業の知見の利活用や、新規の研究事業の立案に資することが予想されるため、「難病研究事業における研究課題のレジストリ」を検討することが望ましいと考えられた。

- F.健康危険情報 なし。
- G.研究発表
- 1. 論文発表なし。
- 2. 学会発表
   (発表誌名巻号・頁・発行年等

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入) なし。

H.知的財産権の出願・取得状況 なし。

	(2)	69	22	@	29	23	ω	29	8	25	23	69	Θ	0	28	@	23	(3)	4	分類番号	
合計	治縣	包括	患者支援B(公的、NPO等、自治体以外)	広報	国際	尊厳のある生	患者団体	ガイドブックの作成・改定	患者診断·心理状態	遺伝	IT技術・機器開発	患者レジストリ	難病医療制度	災害対策	地域支援ネットワーク	地域実態調査	患者支援A(公的、福祉、ハローワーク、 在宅療養支援体制)	特定の疾患に対して	難病政策	主分類	資料1. 1
1571	2	2	6	10	12	14	14	16	18	30	73	75	84	107	167	174	201	275	291	分担班数	研究課題の分布の変遷
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	13	1	1999	親題
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	_	1	2003	0分
92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3		10	5	) 24	12	13	23	0	2005	鱼
131	0	0	0	0	0	0	) 2	) 2	4	သ	6	0	5	8	1 22	2 17	9	23	30	2006	り数
183	0	0	0	0	0	0	0	2 4	0	4	7	25	1	11	19	23	8	3 42	39	2007	
143	0	0	0	0	0	0	0	1 2	0	1 2	7	0	4	13	16	3 22	23	23	31	2009	計
319	0	0	0	0	) 2	0	) 2	6	2	5	13	4	7	3 22	51	2 49	3 44	8 47	65	2010	課題!
160	0	0		0	0		0	0	8		13	0	12	16		17	1 32	16	32	2011	4
21	0	) 2	2 2	0	0 4	4 0	0	0	0	4 1	0	0	0	0	4 0	7 0	2	0	2 10	2012	ブ課
184	0	2 0	2 0	0	0	6	0	0	2	3	15	1	18	0 19	12	0 17	2 29	27	35	2013	題)
107												12					9 12	7 20	5 17	2014	
7 80	0 :	0 (	2 (	2 (	2	2	8	0 (	2	0	3		8	5 4	6	6	2 13	0 15	7 14	2015	
126	2 0	0 0	0 0	0 8	2 2	2 0	2 0	0 2	0 0	0 0	3 3	4 28	8 11	4	7 6	4 6	3 15	5 25	4 16	2016	1

# 資料2. 研究課題の分布の変遷(主課題)

	(28)	6	22	@	24	<b>3</b>	(2)	8	20	23	25	Θ	2)	8	8	4	(3)	0	26	分類番号
슴計	治験	包括	患者支援B(公的、NPO等、自治体以外	広報	国際	患者団体	ガイドブックの作成・改定	患者診断·心理状態	尊厳のある生	IT技術·機器開発	遺伝	難病医療制度	患者支援A(公的、福祉、ハローワーク、在宅療養支援体制)	地域実態調査	患者レジストリ	難病政策	特定の疾患に対して	災害対策	地域支援ネットワーク	主分類
655	1	1	3	5	6	7	8	9	12	20	21	29	36	55	62	71	79	88	142	分担班数
13											1						12			1999
1																1				2003
39										3	1	ယ					5	5	22	2005
51						1	_	2		4	3	2		3		2	7	7	19	2006
76							2			4	3			1	20	3	14	11	18	2007
45							_			3	2	1	1	5		1	3	12	16	2009
103					1	1	ယ	1		2	5		2	15	4	3	10	13	43	2010
77			1					4	3	4	2	6	11	8		16	6	14	2	2011
17		1	1		2						1		2			10				2012
82								1	5		3	6	6	9		16	12	14	10	2013
51			1	1	1	4		1	2			2	4	5	11	9	3	4	3	2014
37	1				1	1			2			4	4	3	3	5	5	4	4	2015
63				4	1		_					ហ	6	6	24	5	2	4	5	2016

	28	6	20	22	0	2	ω	(3)	39	68	6	7	8	(2)	①	@	20	(1)	4	分類番号	
습計	治験	包括	尊厳のある生	患者支援B(公的、NPO等、自治体以外)	広報	国際	患者団体	ガイドブックの作成・改定	患者診断·心理状態	遺伝	患者レジストリ	災害対策	地域支援ネットワーク	□技術・機器開発	難病医療制度	地域実態調査	患者支援A(公的、福祉、ハローワーク、 在宅療養支援体制)	特定の疾患に対して	難病政策	主分類	資料3.
916	1	1	2	3	5	6	7	8	9	9	13	19	25	53	55	119	165	196	220	分担班数	
9										6					0		1	1	1	1999	研究
2																		1		2003	課題
53											1		2		7	12	13	18		2005	夏の
80							1	_	2			1	3	2	3	14	9	16	28	2006	研究課題の分布の変遷
107								2		1	5		1	3	1	22	8	28	36	2007	0
98								_				1		4	3	17	22	20	30	2009	影響
216						1	1	ယ	1			9	8	11	7	34	42	37	62	2010	(#.
83			_	1					4	2		2	2	9	6	9	21	10	16	2011	ブ課
4		1		1		2														2012	題)
102			_						1		1	5	2	15	12	8	23	15	19	2013	
56				_	_	1	4		1		1	1	3	3	6	_	8	17	&	2014	
43	1					1	_				1		3	3	3 4	_	9	10	9	2015	
63					4	1		1			4		1	3	6		9	23	11	2016	

<b>着新</b> 处	1000	٠ کوا	ザ光誄起ひ方布ひ変遷(疾忠別) 33   2005   2006   2017   2018   2011	起 O O O O O O O O O O O O O	2007 10.00 1	り mo	2010	아 기 (년년)	2012	2012	2014	2015	2016
筋萎縮性側索硬化症	85	1	9			-		9	i	14	ω .	6	2
遠位型ミオパチー	22										8		14
マルファン症候群	20										6		14
アイザックス症候群	16										ω		13
シルバーラッセル症候群	13										ω		10
再発性多発軟骨炎	12										ဝ		6
ミトコンドリア病	10										ω		7
パーキンソン病	11			2	1	2	1			3		_	_
脊髓小脳変性症	9				2	3	1			1		2	
多系統委縮症	9					_	2			2	2	2	
筋ジストロフィー	<b>6</b>						2			_	2		
血管腫血管奇形	51												<b>5</b> 1
多発性硬化症	51					_	_			_	_	_	
小児がん	4				4								
骨形成不全症	4	4											
川崎病	ယ				ယ								
潰瘍性大腸炎	2							2					
クローン病	2							2					
ハンチントン病	2					_	_						
軟骨無形性症	2	2											
潰瘍性大腸炎													
クローン病												_	
副腎白質ジストロフィー											_		
全身性エリテマトーデス										1			
先天性代謝異常					_								
クロイツフェルト・ヤコプ病	1				1								
神経筋難病						_							
軟骨低形成症													
致死性異形成症													
ムコ多糖症													
特発性足根手根溶解症													
四肢短縮性小人症													
アペール症候群	1	_											

研究主義温とサブ議選の組み合わせ 数策(精神指定制度、国公的機関) 変態គ金(、 県で何をしようとしたか) 支援ネットワーク(地域医療体制、在毛療戦、医療的人院・レスパイト) 対策 医療制度(医療研修医、リハビリの向上、医師の配置、補助金、病気に対して、人材育成、教材開発、教育研 (医療・研門員) レジストリ(実態担償)			***	E 勝入     地域演奏       9     2       9     2       19     2       48     60       48     60       6     1       1     1       1     1	米ットワー	1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	整度	<ul> <li>患者レジス (合いT技術・機 トリ</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>22</li> </ul>		の適の	② (日本代学 ) (日	7. 改 3 3 3 3 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	なの な は は は は は は は は は に は に に に に に に に に に に に に に	8	<b></b>	② 應	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	部治療
患者レジストリ(実態把握) ②IT技術・機器開発	62 20	N 6	35	4 4			_									2		
②患者診断・心理状態(不公平機 患者衰減の心、心理支援)	9 -	4	4	7	-		ω									_		
②ガイドブックの作成: 改定(緊急連絡カード、災害時マニュアル) ③患者団体(自立)	7 8	2 7					<u> </u>		_		2					_		
②尊厳のある生(生きることの相談、エンディングノート、意思決定プロセス)	12	2	ω	2		_	_		_		51	2				2		
◎国際	6	_						_										
広報	5							4										
②患者支援A(公的、福祉、ハローワーク、在宅療養支援体制)	36	4	4		ω	1	1		4									
②患者支援B(公的, NPO等, 自治体以外) 句译	ω		_					_								_		
Ø治験	<u>.</u>																	
特定の疾患に対して	79	22		34	<u> </u>	4 2	7	4	13	6	4	ω		_				
疾患別内数 ( 特定の疾患に対して)																		
クロイソフェルト・ ヤコブ病																		
アペール症候群										_								
パーキンソン病				ω														
遵總性大腸炎	_	s N																
クローソ底 祭ジストロフィー		<u> </u>				_			_									
多系統萎縮症				2	1	1			1									
進行性筋ジストロフィー				_							_							
筋萎縮性側索硬化症		O		18	00	2 1	ω		. &		2		1					
<b>翻</b> 疫神袋糕疙									_									
				-						2								
骨系統疾患		_		_						2								
<b>重</b> 症神経難病患者				_		1												
在宅神経難病患者		_																
在宅人工呼吸管理患者				_			٠		_									
場合のサイン ログス		_		_					2									
小児がん		ы						3						_				
神経内科難病		_		1														
神院難病		O		2	_		ω				_	2						
人工呼吸器装着等在宅雞绑患者		_																
精神症状を合併した神経難病患者				_														
特務性足根手根骨溶解症										_								
変性疾患患者				.   _					_									
<b>病名不詳</b>				_				ــ										

# 研究成果の刊行に関する一覧表

# 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	就労系福祉サービス事 業所の利用環境調査結 果について			44-47	2018
深津玲子	障害者総合支援法によ る難病就労支援	月刊 難病と 在宅ケア	23(9)	37-40	2018

## 難病シンポジウム 基調講演動画 1 (深津 玲子) 【抜粋】

## 障害福祉サービス活用による 就労支援について



国立障害者リハビリテーションセンター 深津 玲子

当DVDは厚生労働科学研究「難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究」の一個として作成しました。

#### 「難病」の定義

- 障害福祉サービス対象
- ① 治療法が確立していない
- ② 長期療養を必要とする ③ 客観的な診断基準が定まっている
- 平成30年4月より359疾病が障害者総合支援法の対象
- 難病医療費助成対象(指定難病)

- ④ 発病の機構が明らかでない ⑤ 患者数が本邦において一定の人数 (人口の約0.1%程度) に
- 平成30年4月より331疾病が指定難病として医療費助成の対象

## 福祉的就労

就労移行支援事業:一般企業等への就労に向け、訓練、職場探し 就職後の職場定着支援、などを行う。利用期間は上限2年間。

就労継続支援A型事業:現状では一般企業などに就労することが 困難であるが、一定の支援があれば、雇用契約に基づく就労が可 能である方が対象。働く力や体力が向上した場合は一般就労に向 けた支援も行う。利用期間の制限なし。

対労継続支援R型事業:以前一般企業などで財労したけれど、病 状や体力面で継続困難になった方や、雇用に結びつかなかった方 などが対象。事業所が生産活動の機会を提供し、就労に必要な知 識および能力向上のための訓練を行うが、雇用契約は結ばない。 利用期間の制限はない。

## 方法

○ 全国の就労系福祉サービス事業所に調査票を郵送し、 難病のある人のサービス利用の有無等について恶皆調査を行った。なお、平成25年12月時点で障害者総合 支援法の対象となる難治性疾患克服研究事業対象の 130疾患および関節リウマチを難病と定義した。

> 就労移行サービス事業所 2.655 1.332 就労謀納△型事業所 1,725 865 8.103 3.856 \$t 12,483 6,053

> > 有効回答率48.5%

# 難病患者の就労系福祉サービス周知に関する研究

厚生労働科学研究(H28~30)「難病患者の福祉サービス活用による ADL向上に関する研究」の分担研究として実施

- 難病法の成立と施行により難病患者の支援制度は整備されてきたが、 就労系福祉サービスについては活用されていない。 そこで就労支援についての制度周知を自由として開始
- シンポシウムプログラムを①基調講演、②難病相談支援センターが構成するパネルディズカッションとし、 パッケージ化
- 基調講演はこれまでの調査研究の知見を元に、就労系福祉ゲービス、雇用支援、両立支援等の実態と課題に ついて提供
- これまでに6県(北海道、佐賀、沖縄、群馬、高知、 福岡)で開催。

## 難病のある人の就労の仕方

- 1 福祉的就労(就労系障害福祉サービス)
- 2 障害者雇用率制度による雇用

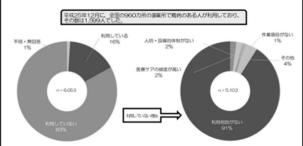
3 一般就業

障害者手帳を所有せず、企業に一般雇用される方法

#### 本日の発表

- 就労系福祉サービス事業所の利用実態調査
- II. 難病のある人の就労支援ニーズに関する調査
- Ⅲ. 今後の課題

# 結果1:難病のある人の利用について





## 結果3:利用者の多い難病疾患

2 モヤモヤ肉(83%)

6. 多発性硬化症 (3.8%) 7 清康性大幅炎 (35%)

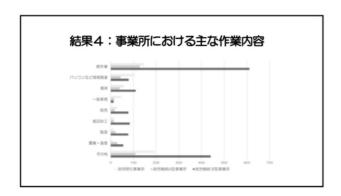
3. 網膜色素変性症 (7.8%) 4. 関節リウマチ (5.4%)

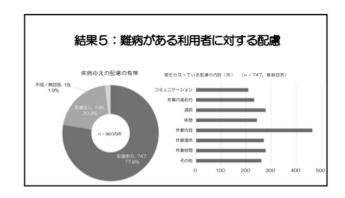
7. クローン病 (3.5%)

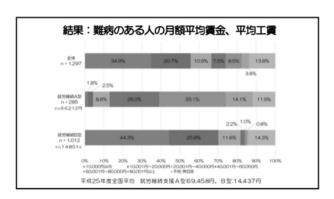
バーキンソン病(4.9%)

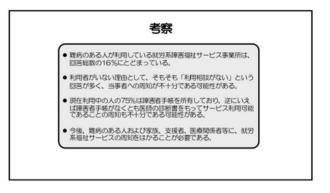
9. 神経維維腫症(型 (2.7%) 10全身性エリテマトーデス (2.6%)

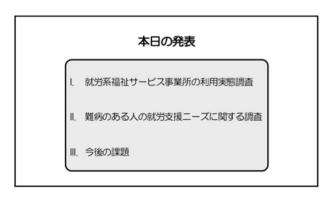
難病130疾患中94疾患で利用者がおり、利用がない疾患は36



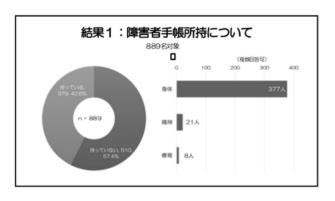


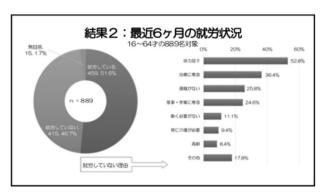


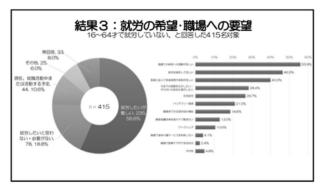


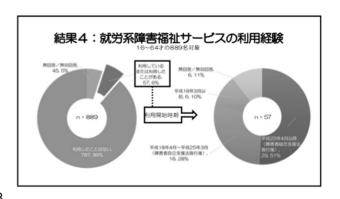


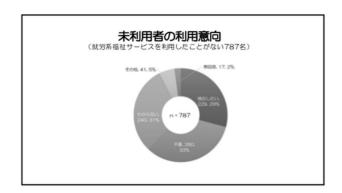


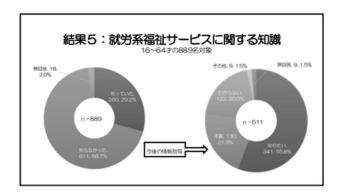


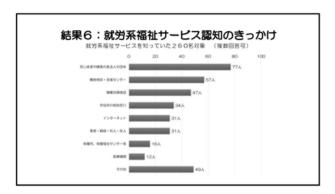


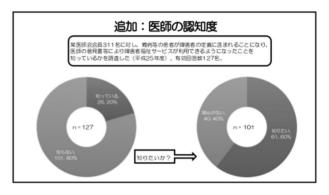












## 考察

- 就労系障害福祉サービスを利用している・していた難病のある人は、 回答総数の6%にとどまっている。しかし未利用者の30%が利用を検 討したいと回答しており、潜在的には利用ニーズがあることが明らか となった。
- 就労系障害福祉サービスを知っていた人は回答総数の30%にとどまった。しかし知らなかった人の56%が「知りたい」と回答し、当事者への周知が必要であることが示唆される。
- 等者への地域が必要であることが可能される。 ・ 題后のチ月に対対していない人は回答総数の47%で、その半数は 「対対したいが難しい」と回答している。像いていない主な理由は 「体力低下」「治療に専念」であった。 ・ 職場へのニーズは、作業の「時間」「内容」「場所」や適所・ケアへ の配慮であり、これは事業所調査において事業所が配慮している項目 と一致した。「今までの経験を生かしたい・やりかい」は難病のある 人の特徴とも考えられた。
- 今後、難病のある人および家族、支援者、医療関係者等に、就労系算 害福祉サービスの周知をはかることが必要である。

# 難病のあるひとの 就労系障害福祉サービスのニーズと課題

- 多様な就労形態のひとつであるが認知度が低い
- 一般就業、障害者雇用率制度による雇用、福祉的就労、在宅就業等
- 一般就業、障害者雇用率制度による雇用に比較して、作業時間、作業内容、作業場所などへの配慮がすでになされている ことが多い
- 経済的課題
  - 平均賃金 (A型) 66,000円、平均工賃 (B型) 15,000円
- 事業所における難病のある人への支援については、他の疑害 のある人への支援と共通している部分が多い。そこに加え、 「症状の変化」「機能調書とはとうえにくい疲れやすさ」と いった難病の特徴を考慮することが必要、障害福祉系支援者 は「支援ニーズベース」で考える。事例を通じて難病への理 解が深まることが期待できる。

## 研究成果物







国立障害者リハビリテーションセンターサイトにて公開中 http://www.rehab.go.jp トップページ>難病、内部障害等をクリック

原生労働省サイトからもダウンロードできます (5 参考前4 (7) &が5名替せサービス発展所における最初のある人への支援・シドフック) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/ shougaishahukushi/service/shurou.html

## 現在進行中の研究

- 平成28~30年度原生労働科学研究養補助:
- 難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する 研究
  - 就労系福祉サービス利用前後のQOL、ADL変化を調査し、 同サービス利用の効果を検証する
- ・ 就労系障害福祉サービスの周知に関する研究 地域の難病相談・支援センターとの共同による 地域シンボジウム開催の試みとその効果検証
- 平成29~30年8原生労働科学研究費補助金 ・ 難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推 進するための研究

難病のある人が就労移行サービスを利用する際に必要な 合理的配慮について事業所および当事者対象に調査

## 難病シンポジウム 基調講演動画2(春名 中一郎)【抜粋】

難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究班(2018年度)



# 難病のある人の就労支援

~難病対策、雇用支援、両立支援の課題~

独立行政法人高齡·障害·求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター

> 春名由一郎 Haruna.Yuichiro@jeed.or.jp

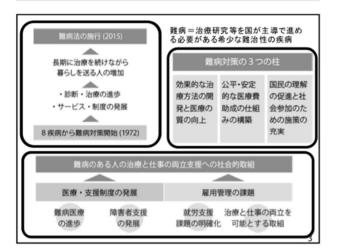


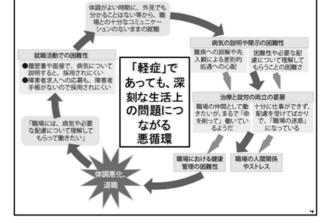
# 難病のある人の就労支援

~難病対策、雇用支援、両立支援の課題~

## ■ 難病のある人への「障害者」としての雇 用支援

- 障害者雇用支援での、難病就労支援の 可能性と課題
- 難病のある人の治療と仕事の両立を支 える地域支援体制に向けて

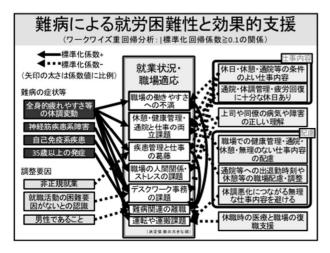


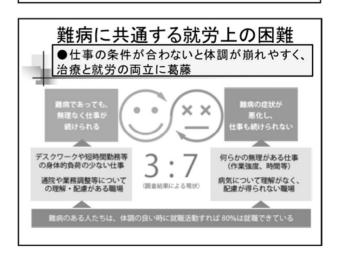


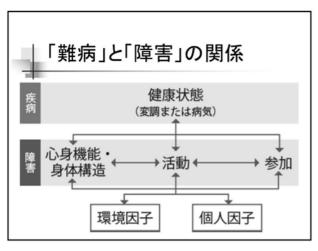
- 仕事自体がストレスの多い内容だったので、病状が極限まで悪化してドクターストッ プがかかった。病状の改善の見通しがたたず、退職した。(クローン病)
- 西日が直接当たるのに、それを避ける方法が全くなく、皮膚症状が悪化して離職せ ざるをえなくなってしまった。(全身性エリテマトーデス)
- 毎日、仕事のスケジュールと人員が確定しており、体調の変化で急に休むことができない状況だった。迷惑を最小限にするために、誰にも相談せず自分で退職を決断 した。(全身性エリテマトーデス)
- 会社は通院のため、休みをとることは快く了承してくれていたが、一緒に働いている 同僚の理解のない言葉にやめることになった。(潰瘍性大腸炎)
- 普段は何の配慮もなく、体調を理由に雇止めとなり、とても悲しい思いをした。(混合
- 自分で体調を苦にしてやめられる方が多く、相談は少なく事後報告が多い【医師】
- 退院して仕事を失ってゼロの状態からでは就労までのハードルがとても上がってしまう。治療中から就労支援がスタートできればよいと思う。【ハローワーク】 発症で失業し、失業給付申請、仕事探しでハローワークを利用し、初めて支援機関 とつながるケースがほとんど。障害者支援、生活支援、場合によっては医療機関と も繋がっていない状態での就職活動、相談が多い。【ハローワーク】

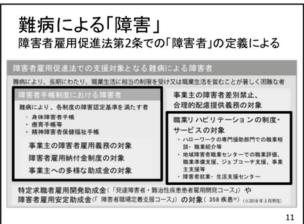
# ×「難病患者は働けない」 ◯「職場の仲間としての応援」のノウハウ 不足

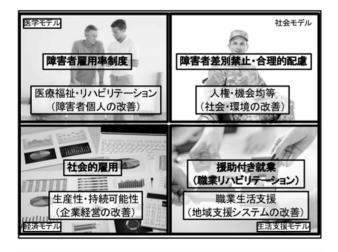
- 本人の人柄・人間性・意欲・適性・仕事の 能力や経験を重視
- ・ 難病については就労可能性と必要な配慮 を確認するために把握
- 仕事ぶりによるキャリアアップや適材適所 の配置と、体調管理との両立についての 話し合い











# 障害者手帳のない難病患者を、雇用率 制度の枠組みで支援することの限界

- 障害者求人に職業紹介されたり、障害者就職面接会に参加したりして、障害者手帳確認の段階で不採用
- 助成金を就職活動のアピール材料として使っても、効果的でない
- 障害者求人では採用されないので、一般求人に病気を隠して就職活動。 → 就職自体はできるが、 結局、就職後の問題は未解決

# 健常者と障害者の支援ニーズに本質的な違いはない(共生社会の理念)

●「障害者は健常者とは異なり、特別な措置が必要」

建常者

●「障害のある人は本質的に健常者と区別はなく、ただ、同様な生活ニーズを満たすために、 個別に配慮や差別是正が必要な場合がある」

積極的差別是正措 置としての障害者 雇用義務の対象

健常者

離病、慢性疾病、 障害 がん、肝炎、難 者 聴、弱視・・・ 者

職業リハビリテーション、障害者差別禁止や合理的配慮の対象

# 4

# 難病のある人の就労支援

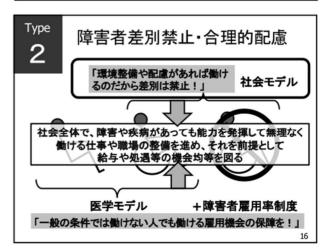
~難病対策、雇用支援、両立支援の課題~

- 難病のある人への「障害者」としての雇用支援
- <u>障害者雇用支援での、難病就労支援の</u> 可能性と課題
- 難病のある人の治療と仕事の両立を支える地域支援体制に向けて

# Type

# **障害者雇用率制度**

- 難病患者の3分の1程度は、難病を原因疾患と した身体・知的・精神障害により、障害者手帳制 度の対象となっている
  - 雇用率制度での雇用を含め就業率は一般の同性同年齢の半分程度
  - 治療と両立できる条件がないと、働き続けることは困難
- 進行性の難病の初期
  - 障害等級が低い段階では、環境整備等のニーズは あっても、雇用率制度の活用が低い⇒周知の課題



5





# 障害者差別禁止と合理的配慮提供義務

●配慮があれば働ける障害や疾病のある人 と職場のコミュニケーションを保障

## 1 「障害者・難病=働けない」という先入観等による差別を禁止

- 障害者というだけで不採用にしたり就労禁止にした りすることは、合理的理由のない差別的取扱
- 「働けない、雇用できない」という先入観をもたず、採 用担当者や職場の上司・同僚が、同じ職場で働く仲間として、丁寧にコミュニケーション



差別を受ける心配なく、職場に必要な配慮について 相談しやすい環境整備が必要

#### 2 職場の仲間として活躍してもらうための十分なコミュニケ ジョン

- 同じ職場で働く仲間として、障害や、体調変動等が 業務に影響しないように、仕事のしやすい環境整備 や業務調整等についてよく話しあうこと
- 「障害者」「患者」として職場で保護するのではなく、 能力を発揮し仕事で貢献するための調整



Type 3

## 社会的雇用

- 経済的自立のためには、経営力のある職場で仕事に

  - 就くことが不可欠

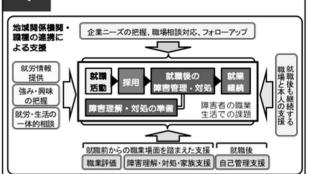
    「障害者の生産性は低い(作業所等で月給5千円など)」?

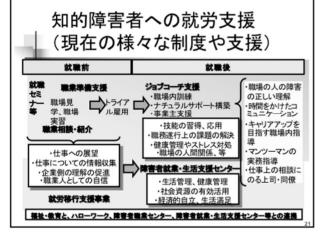
    →本当の原因は経営力が低いこと(マーケティング、商品 戦略、販売、雇用管理、人材・組織、財務・・・)

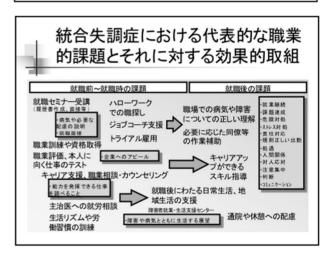


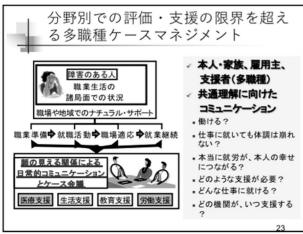
経営力のある職場での、重度障害者の雇用を国の 補助金で促進することは、障害者雇用ノウハウ蓄 積のための「投資」になる

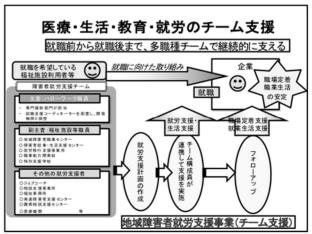
Type 「援助付き就業/職業リハビリテーション」= 4 職業生活を支える個別の生活支援モデル

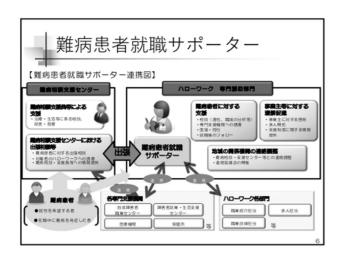


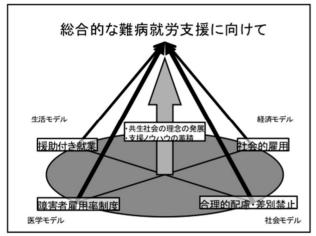


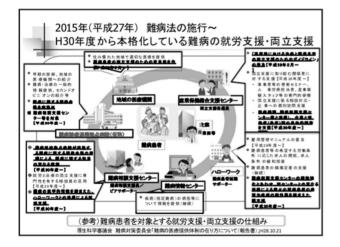


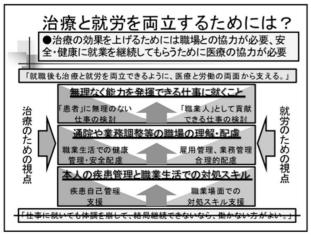












## 難病の患者に対する医療等の総合的 な推進を図るための基本的な方針 (平成27年9月15日厚生労働省告示375号)

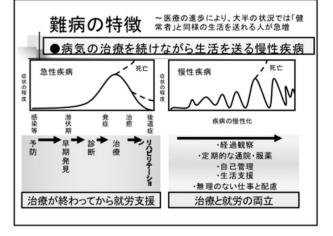
第8 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する 施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関する事項

- (1) 基本的な考え方について
- ・ 難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、医療との連携を基本としつつ福祉サービスの充実などを図るとともに、難癒の患者が 難癒であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備する。
- (2)今後の取組の方向性について
- エ 国は、<u>難病の患者の就労に関する実態を踏まえ</u>つつ、難病の患者の雇用管理に 資するマニュアル等を作成し、<u>雇用管理に係るノウハウを普及</u>するとともに、<u>難癒であることを生って差別されない雇用機会の確保</u>に努めることにより、難病の患者が難病であることを安心して開示し、治療と就労を両立できる環境を整備する

# 難病のある人の就労支援

~難病対策、雇用支援、両立支援の課題~

- 難病のある人への「障害者」としての雇用支援
- 障害者雇用支援での、難病就労支援の 可能性と課題
- <u>難病のある人の治療と仕事の両立を支</u> える地域支援体制に向けて





## 一緒に働く人たちの理解を得て職場で の配慮をするポイント

- 職場の業務ミーティング等で業務調整について考える
  - 難病の誤解を防ぎつつ、職場の仲間としての関係性の中で
  - ×「その都度の上司や同僚のカバー」⇒「職場の迷惑になっ ている」「特別扱い」=人間関係の悪化
  - ×「一方的な業務負担の軽減」⇒「閑職に追いやられた」
  - プライバシーの配慮:本人の同意、雇用管理上の配慮に必要な範囲の人にプライバシー保護を説明した上で
  - 事情を知らない労働者からの疑問への対応
- 急な病欠、早退や遅刻が続く場合の対応
  - 子育て中の従業員等と同様、チーム担当制、引継ぎ等の雇 用管理を検討
  - 突発休のおそれがある場合、業務への影響を軽減する必要

# 仕事をしながら治療や疾患管理ができ 安全・健康に働けるようにする支援

- 本人とよく話し合って、より働きやすく長く活躍してもらうための工夫や調整=<u>合理的配慮</u>
  - 休日シフト制、柔軟な休暇。
  - チームで引継ぎ等の体制:体調変化に合わせて無理なく通院でき休日がとれる
  - 日常的なやり取りでの病気や配慮についての理解
  - 外見から分かりにくいため「がんばりすぎない」よう に声かけ
- 本人の能力や経験、適性をまず確認し、職件間としての公正な能力評価と処遇を行う。

=差別禁止

## 精神障害や難病のある人の「対処スキル」

#### 疾患自己管理

過去に病気が悪化した経験から

- 学べることの検討 ロ病気の悪化のきっかけと考えられること 一病気の悪化の兆候や、悪化した状態 一仕事への影響 一今後、気をつける必要があること、対処法
- 主治医と相談したいことの整理 □治療のための休暇日数を減らしたい
- (診療時間、処方、夜間・土日の予約)
- (16所及時間、処方、役間・士日の予約) 仕事への影響の少仏が葉にしてほしい 企業の健康安全配慮への意見がほしい □急を要さない、検査や手術などの日程調整 出来るだけ、秩氏ないで治療を受けられる ようにしたい

## 職場での人間関係の対処スキル

- □「できないこと」にこだわらず、自分のできることで職場に貢献できることを考える。
- □ 仕事の達成のために、病気があっても、 同じように仕事ができないか、上司等と相
- 談しながら、創意工夫する。 一配慮は「お互い様」としても、感謝の気持ちも積極的に表現する。体調の良い時 は、自分の仕事だけでなく、できることをさ がし、職場の人を助ける。 □ 必要な疾患の自己管理については、最優
- 先事項として、職場への遠慮なく実行でき るようにする。

実際の職場環境で疾患管理と仕事の両立ができるスキル



# 企業が、難病のある人を雇用した 理由•経緯

- ・ハローワーク(専門援助窓口)が一般求人 から仕事内容で無理のない希望の条件で 職業紹介
- ・ 事業主は「難病」と聞いても、あくまで本人 の仕事の適性・人柄・意欲等を重視して採 用選考
- ・ 病気については面接等で詳細を確認

# 什事や職場とのマッチング支援 (職業紹介、職場開拓)

単一尺度での「職業能力」はない。多様な仕事との組み合わせで誰もが完全な職業人になれる!





障害のある「職業人」と企業の雇用関係 (「障害者雇用の企業のメリットは、法定雇用率達 成、助成金等しかない」?)

- 潰瘍性大腸炎で、過去にトイレが近いことで退職経験が あるため、事務職に応募し、面接時に病名開示し、通院 等の配慮を求めるが、障害者手帳をもたないこともあり、 不採用が続いた。
- ハローワークで、趣味等を確認すると、デザインの受賞 歴もあるとのこと。
- 不動産のちらし制作やウェブ管理の仕事に応募し、他の 健常者もいる中で、採用。
- 月一回の通院や、トイレ休憩については、「お互い様」と いうことで、問題にならなかった。

合理的配慮とは、職場の仲間として活躍してもらうための「お互い様」の配慮 (仕事ができない人への理解・保護・配慮を求めるものではない

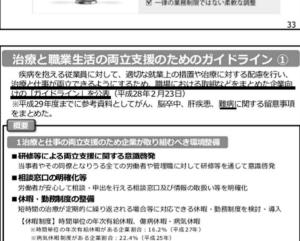
# 本人の強み・興味と、企業の人材ニー ズの双方の接点で生まれる「キャリア」 ~ハローワークの職業相談・職業紹介

医師からの助言	強み、興味の確認	就職した職場
疲れない仕事	写植の経験	印刷会社の校正
軽作業	車好き、ボラン ティア	福祉施設の送迎運転 手(短時間)
立ち作業を避ける	惣菜づくり	スーパーの惣菜部門 (5時間4日勤務)
デスクワーク は可	パティシエになり たい	通販会社のコールセンターの担当

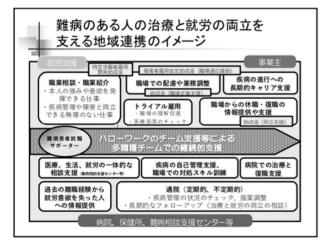
# 就労継続支援







【勤務制度】短時間勤務制度、在宅勤務 (テレクーク) 、時差出勤制度、試し出勤制度 ※短時間勤務制度を導入している企業割合:14.8% (平成26年) ※在年勤務 (テンック)を繰入している企業割合:11.5% (平成26年)

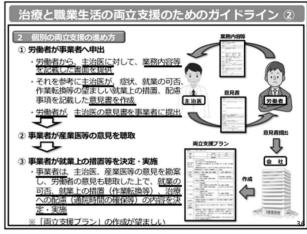


# 難病の患者に対する医療等に関する法律(32~33条) 難病対策地域協議会

(1) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは**屋用**に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする。

(2)協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する**課題について情報を共有**し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。







国立障害者リハビリテ

#### 所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 飛松 好子



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理につ いては以下のとおりです。

1. 研究事業名 \_ 難治性疾患等政策研究事業 (難治性疾患政策研究事業)

2. 研究課題名 難病患者の福祉サービス	(活用)	<u> こよる Al</u>	DL 向上に	関する研究	<del></del>				
3. 研究者名 ( <u>所属部局・職名) 病院・</u>	第三記	<u>渗療部長</u>							
(氏名・フリガナ) 深津	玲子	・フカツ	レイコ						
4. 倫理審査の状況									
	該当性	の有無	2	左記で該当がある場合のみ記入(	(%1)				
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)				
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		H	- 🗆						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		· 1							
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)				国立障害者リハビリテーショ ンセンター					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		×							
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	o.								
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、 その他 (特記事項) (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研	、「未審3	を」にチェッ	ックすること。	•••	<b>み」にテェッ</b>				
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行									
研究倫理教育の受講状況	受	:講 ■	 未受講 🛘		÷ .				
6. 利益相反の管理									
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策策	定有	「■ 無[	] (無の場合)	はその理由:	)				
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関: )									
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	「■ 無[	□(無の場合に	はその理由:					
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	「□ 無Ⅰ	■(有の場合	はその内容:	)				
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成する	ること。								

機関名 国立障害者リハビリテ

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 飛松 好子

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

4 CISS 1 02 C 40 2 C 3 0					
1. 研究事業名難治性疾患等政策研究事	業(糞	能治性疾	患政策研究	事業)	· · ·
2. 研究課題名 _ 難病患者の福祉サービス	活用に	こよるA	DL 向上に	関する研究	<del> ,</del>
3. 研究者名 (所属部局・職名) 研究所	f 脳核	能系障	害研究部・	研究員	
(氏名・フリガナ) 今橋	久美-	子・イマ	ハシ クミ	<u>;</u>	
4. 倫理審査の状況					
	該当性	の有無	ž	定記で該当がある場合のみ記入(	<b>%</b> 1)
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		10			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)				国立障害者リハビリテーショ ンセンター	
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )		Ħ			
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、 その他 (特記事項) (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研	「未審査	と にチェ	ックすること。		み」にチェッ
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行					
研究倫理教育の受講状況	受	辯■	未受講 口	"	
6. 利益相反の管理					,
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	定 有	■ 無	□ (無の場合は	はその理由:	)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	■ 無	□ (無の場合に	· 上委託先機関:	)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	■ 無	□ (無の場合に	はその理由:	)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有		■(有の場合)	はその内容:	)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国際医療福祉大学

# 所属研究機関長 職 名 学長





次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理につ いては以下のとおりです。

1. 研究事業名 _ 難治性疾患等政策研究事	業(	離治性疾	<u>思政策研究</u>	事業)		
2. 研究課題名 _ 難病患者の福祉サービス	、活用/	こよるA	DL向上に関	する研究		
3. 研究者名 (所属部局・職名) 国際医	逐療福祉	业大学 :	名誉教授			
(氏名・フリガナ) 糸	山麦	矮人 (	イトヤマ	ヤスト)		
4. 倫理審査の状況					•	
	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		Ø				
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø				
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		Ø				
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø				
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )		Ø				
<ul> <li>(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すへクレー部若しくは全部の審査が完了していない場合はその他 (特記事項)</li> <li>(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。</li> <li>(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研5. 厚生労働分野の研究活動における不正行</li> </ul>	・ 「未審」	査」にチェ	ックすること。 針」に準拠する			
研究倫理教育の受講状況	受講 🗸 未受講 🗆					
6. 利益相反の管理					, in the	
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策	定 有	育☑ 無	□(無の場合は	その理由:	)	
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	1	有 ☑ 無	□(無の場合は委託先機関:			
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	1	有 ☑無 □ (無の場合はその理由:				
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	1	有 □ 無 ② (有の場合はその内容:				
(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。 ・分相研究者の所属する機関の長も作成す	ストレ					

機関名 公立大学法人

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 細井 裕司



次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 難治性疾患等政策研究事業	美(難治	性疾患政	大策研究事業	)			
2. 研究課題名 難病患者の福祉サービス活	舌用によ	[るAD]	L向上に関す	- る研究			
3. 研究者名 (所属部局・職名) 医学部	₮・講師	fi					
(氏名・フリガナ) 野田	龍也	・ ノダ	タツヤ				
4. 倫理審査の状況							
	該当性	の有無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)				
Part Care Comment	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)		
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針							
遺伝子治療等臨床研究に関する指針							
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)							
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針							
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	, 						
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すっ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は その他 (特記事項)				審査が済んでいる場合は、「組	<b>査済み」にチェッ</b>		
<ul><li>(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。</li><li>(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床板</li></ul>	肝究に関す	つる倫理指	針」に準拠する	場合は、当該項目に記入する	こと。		
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行	為への	対応につ	ついて				
研究倫理教育の受講状況	受	受講 ■ 未受講 □					
6. 利益相反の管理							
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策	定有	:   有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )					

有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:

有 ■ 無 □(無の場合はその理由:

有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

当研究に係るCOIについての報告・審査の有無

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無

当研究機関におけるCOI委員会設置の有無

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。